

## 地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の 制度設計に関する意見書

畜産及び施設園芸が盛んな本県では、農地面積の46%を畑が占め、飼料作物・野菜・果樹など生産品目・作型が多岐にわたり、集落内に畜産や施設園芸農家が混在するなど農地の利用が多様化していることから、農地集約にあたっては、産地及び品目・作型を考慮した農地のゾーニングや担い手対策と絡めた総合的な推進が必要となっている。

また、本県は農業生産条件の不利な中山間地域が多いことに加え、農地の基盤整備率が低く(H21年度：水田38.3%、畑17.5%)、小規模・不整形な農地が多い状況にある。併せて、施設園芸用ハウスや茶等の永年作物が農地に点在する地域もあることから、農地集約における多様なメニューが用意されなければ農地の効率的利用が難しい状況にある。

さらに、地域において、農地中間管理事業の実効性を担保するためには、農地中間管理機構本体だけでなく、県及び市町村等における予算及び人的配置の充実といった地域推進体制への支援が不可欠であることに加え、制度を円滑にスタートするためには、関係機関の役割分担等の早期明確化が必要であることから、国の責任において十分な予算措置を行うとともに、制度の基本的な考え方を示した国のガイドライン等を早期に示していただく必要がある。

については、農地中間管理事業の実施にあたっては、これら現場の実情と課題を十分把握した上で、円滑な制度運営と計画的な業務推進ができるよう、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 農地を集積する担い手が、安心して規模拡大や新たな農畜産物の生産に取り組めるよう、品目振興施策や担い手対策の充実・強化と併せた総合施策的な制度設計とすること。
- 2 条件不利地域等での集中的な基盤整備や施設園芸が点在する地域等におけるハウス等の移設など、地域の実情に合わせた実効性ある活動が展開できるよう、多様なメニューを用意すること。
- 3 県及び市町村等における予算措置や地域の推進体制の確立が円滑に行われるよう、地方負担なしに全額国庫での予算措置を行うとともに、既存事業との整合性や関係機関の権限と役割を明確にした国のガイドライン等を早期に提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 農 内	議 院 閣 務 林 閣	院 総 理 大 水 産 官	議 院 大 臣 官	長 長 臣 官	伊 山 安 麻 林 菅	吹 崎 倍 生	文 正 晋 太 芳 義	明 昭 三 郎 正 偉	殿 殿 殿 殿 殿
----------------------------	----------------------------	---------------------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------